

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年七月三日

奈良県人事委員会委員長 岩 本 平

奈良県人事委員会規則第五号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第八号中「第七条の三第一項」を「第八条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。